

# 茨城県地方薬事審議会条例

昭和 36 年 7 月 5 日  
茨城県条例第 43 号

茨城県地方薬事審議会条例を公布する。

茨城県地方薬事審議会条例

(設置)

第 1 条 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき，茨城県地方薬事審議会(以下「審議会」という。)をおく。(平 17 条例 16・平 26 条例 46・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は，委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は，次の各号に掲げる者のうちから，知事が委嘱し，又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 関係公務員

2 委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員は，任期満了前において当該地位又は職を退いたときは，委員の身分を失う。(昭 38 条例 51・一部改正)

(委員長)

第 4 条 審議会に委員長をおく。

2 委員長は，委員が互選する。

3 委員長は，会務を総理し，審議会を代表する。

4 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は，委員長が招集する。

2 会議の議長は，委員長をもつてあてる。

3 会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者又は関係公務員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干人をおく。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任規定)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 38 年 12 月 24 日条例第 51 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、初めて委嘱又は任命された委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず昭和 40 年 7 月 31 日までとする。

付 則(平成 17 年条例第 16 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年条例第 46 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。